

中形染 織布に型紙をアマ落成は刷毛にて効染
刷毛と施し色々の模様を描きて洗かし次に夏汁に
漬けたして染め、夏汁の濃度を減らすために水を加え
分に乾かして竹子に張り替る後運元度久は染師
君せしむる同時に染り者をよくし且つ色七
種で見せしむるの効能あり

群青は藍色と一層青闇にする爲に用ひらる是れ
中形染は特に最も美くしき藍色と隣りが故に
ち然れども群青は元來藍の如くに聞く結果に染
め所くものにあらずして只豆の汁にて一時表面
に附着し居るのみなる故に日光には曝けられ
ても洗濯すれば落ち易きものなり

中形染の織として用ひらるゝものは絲糸粉、小
麦粉、生糞、石灰、粉類（何れも十分に粉末に
して精製したもの）、布調音などにして其分量
割合は色の濃淡及び織物の質によりて多少差
違あるべく且つ又染工によろても各異なる事あ
るべし織を製するときは石灰にて適宜の固さとす
る柔らか過ぎるときは石灰にて適宜の固さとす
べし但し此種の織の性質をして冷むるに随て固
まるものなれば始より用心して樹と割合する
事肝要なり

（二）紺
(一) 紺染は淡濃各種の色を染め淡う紺
裏成は上等の紺（アーモン）又は楓緑とも其他種々
なる模様の織方或は織糸等に用ひらる

（二）紺布 其色分類等と同様に大抵機械
の無地染即ち裏絹に用ひるもの多く又從來の法
によれば上等の黒は藍の下染となせり其外紺布
の絞り染めもあるが至て少し

仕上機を施す事は紺染とも均しく必要ないが
も謂には特に銀糸屋にてノ織を蘇木の液にて
十分に揉み込む事を専門とする人あり木綿にて
も絞り染めもあるが至て少し

記シ本年十一月十五日限り部長ヲ經
チ組長ニ申告スハレ授與式ハ三十九
年一月中行フ

但レ裏状授與済ノ職工又ハ徒弟ハ
其組合員ヨリ事實ヲ詳記レ部長ヲ
授與式ト同様ニ行フコトヲ得

明治三十八年十一月二十五日

京都市同業組合

組長 石田喜兵衛

一品行五正ニレテ業務ニ精勤レ技術優
殊ノ功勞アルモノ

契約期間ヲ誠實ニ勤積レ技術優
等他ノ模範トナルヘキモノ

愛賞資格

一染術上又器械上ノ發明ヲナレ

葉發達ニ殊益アルモノ

一品行五正ニレテ業務ニ精勤レ技術優

殊ノ功勞アルモノ

等他ノ模範トナルヘキモノ

京都同業組合告白

◎公 告

左ノ各項ハ該當タル職工徒弟へ褒狀

ヲ授與スルニ付半額主ハ其事實ヲ詳

記シ本年十一月十五日限り部長ヲ經

チ組長ニ申告スハレ授與式ハ三十九

年一月中行フ

但レ裏状授與済ノ職工又ハ徒弟ハ

其組合員ヨリ事實ヲ詳記レ部長ヲ

授與式ト同様ニ行フコトヲ得

明治三十八年十一月二十五日

京都市同業組合

組長 石田喜兵衛

一品行五正ニレテ業務ニ精勤レ技術優
殊ノ功勞アルモノ

葉發達ニ殊益アルモノ

一品行五正ニレテ業務ニ精勤レ技術優

殊ノ功勞アルモノ

等他ノ模範トナルヘキモノ

公示第五三號

左記ノセノ職工及徒弟名簿へ登記セリ此百公示

ス 明治三十八年十一月廿五日

京都市同業組合

組長 石田喜兵衛

小紋染部員大村傳次郎徒弟

本 田 幸 太 郎

渡辺部員西島鶴吉徒弟

山 木 伸 次 郎

友仙鶴員椿方次郎徒弟

佐 木 伸 太 郎

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

公示第五四號

左記ノセノ職工及徒弟名簿へ登記セリ此百公示

ス 明治三十八年十一月廿五日

京都市同業組合

組長 石田喜兵衛

茶染部員佐藤延平

水 野 長 次 郎

渡辺部員西島鶴吉徒弟

佐 木 卵 之 助

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

公示第五五號

左記ノセノ職工及徒弟名簿へ登記セリ此百公示

ス 明治三十八年十一月廿五日

京都市同業組合

組長 石田喜兵衛

茶染部員佐藤延平

水 野 長 次 郎

渡辺部員西島鶴吉徒弟

佐 木 卵 之 助

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

佐木貞吉

第七條 異議申立て

第一京都染物同業組合定款第九條各項之履行ニ
得失ヲ講究シ技術ノ進歩改良ニ付信用ナ
保持スルニアリ

第五條 異議申立ての目的ヲ述スル爲ノ他ノ説
ト氣氛ヲ通シ又ハ聯合會ナ設置スルコトアル
ベシ

第六條 本部役員ノ用ヘル印章ハ左ノ如シ
印面省署ス

第七條 異議申立ての會計

一部會員ノ任期ハ一年

第一副部長

第二副部長

第三副部長

第四副部長

第五副部長

第六副部長

第七副部長

第八副部長

第九副部長

第十副部長

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第

第四項 部員ハ部會ノ決議ヲ實行スルハ勿論
注文主ヨリ請求セラル、モ正當ノ理ナシシ
ク分引等ヲナシフヲ得ス

第五項 實行後ハ本節ニ調査員ヲ設ケ時々隨
意セシムヘシ

此場合ニ於テ調査ニ關スル事項ハ拒ムコト
ヲ得ズ

第六項 選官者ヲ生シタル旨ハ認長ハ事實ヲ
調査シ處分ヲ認長ニ申請スルモノトス

○實業補習學校卒業証授與式 十一月一日當組
合の設立せる場所ノ前、校第二回の卒業授與式
を組合様上に於て開催となり式の順序は例に依り
役長余子鶴壽氏に代はる石田組長の式辭を了へ
証書授與に次て優等生に賞品を與へ知事市長の
告辭及西美會議所會頭の祝辭組合役員の祝辭
任教諭の致教報告生徒の各辭を以て式を了へ開
會せり當日祭典のマニマーは知事代理藤本事務
官水元府屬市長代、津川村助役商業會議所會頭代
理西池書記長各新陳聞者等なりし

●知事の祝詞左の如し

工商製作ノ要ハ學理ト實驗ト相輔テ其發達ナ
期スヘレ京師染物同業組合ハ夙ニ意ヲ茲ニ留
メ致キトシテ祐也ノ工ノ昌矣ニ力ムル所ア
爰ミ本日ヲトシ凡二回卒業証書授與ノ式ヲ舉
ク惟フニ吾巡ノ昌昌ハニニ產業ノ發展ニ待タ
サキヘカクス今ノ秋リ終了吾感愈々振フノ秋
ニ際ス卒業生諸子克ク自己ノ責任ヲ取リ自今
一屆新業ニ齊取レ以テ夙合ノ希望ニ附ハソヨ
トナ望ム

明治廿八年十一月一日

○市長の告辭左の如し

實業補習學校設立日猶淺キモ校規制ク整ヒ生
業延命授與ノ以テ國ノ富ル木下實業教育發達
ノ現象トシテアホノ之レヲ慶貢セサルヘケンナ
頗ノニ餘近國ノ振る實業機關ノ發達ニ伴ヒ諸
氏カ予謀ニ加シモト日一日ヲキナ加ヘントス

第五條 異議申立て會ハ毎年一月ニ一回開會シ
第一項ノ事項ニ付キ否國決定ヲ爲ス
第六條 前第一項ノ定期總會及臨時會ヲ
會セシト候オルトキハ開會時間ヨリ貳拾時
前ニ總長ニ別出ナリシタル後其旨通知ヲ爲
モノトス
但シ召集通知書ヨハ請求チ添附スルコト
要火

第七條 決議事項ハ議員半數以上ノ出席ア
ニ非フヤレバ議決スルナ得ス
但レ同一事件ニシテ再召集ヲ爲シタルト
ハ前拾七條ノ定數ニ滿タサルモ出席員多
ノ決スル處ニヨル

第八條 本規定諸項ニ正誤ナキルノハ京都
物同業聯合定款ノ各項ニ依リ處理ス

第九條 木垣鈴バ京都染物同業聯合組長ノ子
孫ヲ得ア實行スルモノトス

○以上書誌調査報告 同部の獎勵法として以前
より開催せる徒弟共進會本年度分の出品に對
得点調査會を開き審議せし表點は左の如シと
終了ス

以上書誌同女會大調查會

木垣同友會徒弟共進會第八十六回ヨリ九十五
回ニ至ル出品点數及ヒ備考点等左ノ如ク調査
終了ス

○甲生ノ誌 六年以上ノ就業者

七百十五点 島萬吉 島大次郎
六百七十五点 藤枝吉藏 欽田入太郎
六百七十五点 島萬吉 高橋梅三郎
六百七十五点 中森喜三郎 鷲川隆三
六百五十点 西浦竹次郎 西浦市太郎
六百五十点 佐々木平吉 木田金四
六百三十点 笠浪猪之助 水江芳之助
六百三十点 田中仁一郎 田中仙之助
六百三十点 佐々木平吉 小田宋次郎
六百十点 佐々木平吉

開完成ヲ異日ニ求メ以テ本市實業機關ノ發達ニ努力メフレンコトヲ式ニ臨リ一言之レヲ告ク
明治三十八年十一月一日

●商業會議所會頭の祝詞

京都ノ染色ハ夙ニ發達シ其配色ノ雅麗ニシテ堅牢ナルニヨリ世人ノ稱賛ヲ博スルヲ久レ益シ京都ハ美術工藝ノ源泉地ニシテ流行ノ中心亦爰ニアリタルヲ以テ染色ノ如キも古來真工輩出シ其善良ナル風土水質ト相俟フテ終ニ今日ノ旺盛ヲ極ノタルモノナリ然ルニ輓近精巧ナル機械ノ發明セラルト科學ノ應用盛ナルニ作ヒ染色術自ラ一變シ斯業ノ改善ハ人爲ニヨリ着々其歩ヲ進ムルニ至レリ斯ノ如キ傾向ハ染色業ノ發展上最モ欣ブベキ現象ナルト共ニ自然ノ宿ニヨリ獨り妙技ノ名ナ恒ニセん我京都ノ染色家が脅脛ベキ秋ニアラザルナキカ當商業會議所ノ如キ亦爰ニ着眼シ斯業ノ改善進歩ヲ圖ル爲メ其第一着手トシテ頃日中形染改良ヲ大ニ獎励茲次シフハアルハ既ニ諸氏ノ知悉セカルハ處ナリ今ヤ戰後ノ經營トシテア産業ノ發展ヲ計ルベキ時機ニ際シ染業種習學校ヲ設立シテ專門的智識ヲ授ケ有爲ノ青年ナ多ク養成セフルハ予ノ最も喜ア處ニシテ斯業ノ將來ニ對シ其効果少カクアルヲ信ズ希テハ卒業生諸氏ニ於アル能シ此責任アル地位ヲ自覺シ入シテ研鑽セラレタル學術ヲ實際ニ運用シテ進善ニ努力セフレレンコト胸カ所感ナ記シテ祝詞ト爲ス

明治三十八年十一月一日

●評議員物代祝詞左の如し

京都染物種習學校第二回修業證書授與ノ式ヲ舉ケラレ不育亦式ニ列スルノ榮ナ得タリ惟フニ實業界ニ於ケル職工徒弟ナシテ業務ニ忠實ナツシムルト同聲ニ學理ノ應用ヲ期セシムルノ必要ナルハ論ナ候ダサル所ナリト雖モ當時ニ於テハ其機關ノ完備セルモノナ見アリシガ吾々組合ハ茲ニ見ル處アリテ夙ニ夜學講習會ヲ起シ漸々進フテ其相繼ナ演武シ今ヤ完

レテ實地ト相併行セシノ斯業ノタメ貢獻シ以
テ今日ノ光榮ニ屬ユル所ナカル可ガラズ一言
以テ祝詞ヲ陳フ

明治三十八年十一月一日

京都染物同業組合評議員總代 田畠房太郎

● 謹長惣代祝詞左の如し

本日染物補習學校第二回修業證書授與ノ式ヲ
舉ケフル顧フニ染業界ノ發達スル所以ノモノ
ハ實ニ職工徒弟ノ眞否ニ依テ存ス吾同業組合
ハ茲ニ見ル所アリテ明治三十五年始メテ職工
徒弟ノタメニ講習會ヲ開キ學術技術ノ併行チ
圖リ回ハ一回ヨリ増々其成績ノ真巧ヲ認メ終
ニ粗識ヲ學校制度ニ改メ以テ今日ノ盛大ナ見
ルニ至ル慶スヘキナリ此式ニ列スル修業生諸
氏ハ今後公奮闘レテ以テ他日ノ成功ヲ期セラ
レントナ一言無詞ヲ陳シテ以テ祝詞トス

明治三十八年十一月一日

京馬染物同業組合謹長惣代 井深英之助

● 修了生總代答辭

本日光榮アル此式ヲ舉ケフルニ當リ不育等
幸ヒニ列スルノ榮ヲ得タリ喜は之ニ加フルモ
ノナシ

固シテ來賀各閣下ハ告辭及祝詞ヲ玉ハル又修
了生一同ノ面目トスル所トスル示今以後能ク精
勵シテ斯業ノ發達ヲ期レ以テ今日ノ光榮ニ酬
ヒシコト謹ア一言答辭ヲ陳フ

明治三十八年十一月一日

修了生物代 齋藤辰吉

● 染業補習學校第二回修了生左の如し

甲 生

澤田	義齋	岸田	和入	田中	忠	北山	松之助
田市	忠	田浦	廣之	仁	吉	井三	井三
次	大	長	太	宋	四	岸	岸
素	松	助	助	五郎	吉郎	田	田
新	吉郎	吉郎	吉郎	伊三郎	伊三郎	坂	坂
谷	吉郎	吉郎	吉郎	志	志	上	上
中	吉郎	吉郎	吉郎	次郎	次郎	嘉次郎	嘉次郎
吉	吉郎	吉郎	吉郎	三郎	三郎	吉郎	吉郎

内生ノ部	三年未滿就業者
六百六十点	佐々木嘉助
六百三十点	田中仁一郎
六百十五点	吹原 利助
五百九十九点	萬吉
五百八十七点	笠浪猪之助
五百八十九点	笠浪猪之助
五百五十五点	中川治三郎
五百五十点	佐々木嘉助 佐々木繁之助
五百五十点	西浦竹次郎
五百四十点	片岡平一郎 榎木卯三郎
五百四十点	佐々木喜助
五百三十点	内藤 齐吉
五百二十五点	片岡平一郎 上村 段染
五百二十点	鷺枝 吉藏 安達太三郎
五百一百点	木村小八郎 高木 茂雄
五百一百点	吉田宗次郎 曾根國三郎
五百一百点	鷺井清次郎 稲井元次郎
五百八十五点	中森喜三郎
四百八十点	上村英太郎
四百六十点	澤池 元雄
四百六十点	因田 信輔
四百六十点	山崎榮次郎
四百六十点	横山 與市
四百五十点	小谷平七 松本木太郎
四百五十点	井深英之助 吉岡徳大郎
四百五十点	井深英之助 井狩 勝
四百五十点	田中仁一郎 高畠 捨
四百四十五点	田中仁一郎 小林孫次
四百〇五点	古田新之助 淀田 友次郎
四百〇五点	古田新之助 川村伊三
四百点	鷺枝 吉藏 大 谷
四百点	鷺枝 吉藏 山本虎一郎
三百点	鷺松 啓吉 村田
以上三十三名	合計八十九名

本山廣田	木田九助	田中常太	大西巳之
北野豐	井田	梅鹿	吉田
松浦四郎	西	右衛門	吉助
木村房次	喜	市門	吉吉
メ二十一名	新	松	吉吉
渡邊	中松	内藤	井末
岡田市次郎	相馬	田村	木村
乙生	上嘉次郎	邊堀	喜定
山本駒吉	赤井末次郎	馬	喜太三
木村房次郎	村上嘉次郎	豐	喜新
●評議員會 去る廿日午後六時開催出席石田立	渡馬相中松	中内藤田	井末
兵衛梅川徳三郎金山藤兵衛佐藤濟助岩本利兵衛	田村喜	喜定	喜喜
山田半兵衛今村萬吉田畠房丈郎岡島卯三郎小谷	喜	喜	喜
第次郎の諸氏にして譲案は既定の如く併七年度	喜	喜	喜
決算及併九年度の餘算なりしか決算に就ては二	喜	喜	喜
二質問の外水認せられ豫算に對しては多少の異	喜	喜	喜
論ありしも結局陳列場の金五百四拾圓を全廢し	喜	喜	喜
其内貯百圓を勧業費の博覽會費へ加へ例年使用	喜	喜	喜
料或は看護料を微收せしものを經費の許す限り	喜	喜	喜
は補助し以て斯矣獎勵の實績を擧くる様との議	喜	喜	喜
論に歸し其他多少の増減を見るも詰り昨年度よ	喜	喜	喜
りは八百圓拾圓參拾八錢を増加せしめて趣願	喜	喜	喜
參千九百圓拾圓貳拾八錢の經常費と參千圓の臨	喜	喜	喜
時費を併せて四千九百圓拾圓貳拾八錢なり右に	喜	喜	喜
就き去る廿四日組合總會を開催せしも出席少數	喜	喜	喜
のため流會し来る廿九日再開する筈なり因に云	喜	喜	喜
ふ近來會費はいつも一度は流會となるは殆んど	喜	喜	喜
職責を重んずるものとしての行為とは見難す能	喜	喜	喜
はざるべし切角組合員の輿望を扭ひ選舉しられ	喜	喜	喜
ながら僅かに年一二回の出席も敢てせず冷淡に	喜	喜	喜
附する如きは不適當の罪責と云はざるへからず	喜	喜	喜
部員の爲めに職責を全ふすべき人々を擧くるの	喜	喜	喜
方針を探られたく其部員に望むを以て詰問は嘆	喜	喜	喜
息せられたり尤もの次第と云ふべし無用の手数	喜	喜	喜

●
◎ 田原正幸　當機立斷として久しく海外に東
物研究となしつゝありし岡氏は豫定の三ヶ年期
間、以て最も三月足らず而然るに岡氏は
奇遇にしからずや

開したるを以て去る三月既に山形縣隊へ召集せられた兵籍にあるを以て直に山形縣隊へ召集せられ未だ兵籍にあるを以て直に山形縣隊へ召集せられた兵籍教育掛として在勤せられたるも今度陸隊へ新兵教育掛として在勤せられたるも今度陸隊となり二三日前來京せられたり折しも組合は平和貿易會を恒すへき日論見中なるを幸ひ同氏及前陣朝倉謙氏の慰勞を兼ね取組會と聞く所にて嘉儀中なり其關照は多分來月早々なりと

東京田林社正門
合營柴田漆料商會
電報
日本六八告白
獨創漆工廠製造店
屬於販賣所
京酒高九
同京都支店
桂

物同者
榮
維
奇
素

○公示第五六號
明治廿九年度本組合取扱及賦課徵收法認可セラ
レタリ此旨公示ス

組長 石田喜兵衛

京都染物同業組合

由付發第一五七四號由
請其組合明治三十九年
度經費豫算并ニ賦課徵
收法ノ件認可ス

明治三十八年十二月二十日

公示第五七號
左記ノモノ原丁或徒弟名等へ登記セリ此曾公正
ス
明治三十八年十二月二十五日

京都果物同業組合

○報 告		○雜 報	
明治廿七年度京都染物同業組合経費 收支決算		明治廿七年度京都染物同業組合經費 收支決算表	
支 出 の 部		收 入 の 部	
内 譯		戶 証 票 數	割 判
金五百八百〇壹圓參拾八錢		不用品賣却代	
金四百四拾九圓		賸 告	
金貳拾五圓九拾八錢		料	
金參圓四拾四錢九厘		科	
金參拾壹圓也		金	
金七圓七拾四錢參厘		一時借入金	
金參百五拾圓也			
金五拾七圓四拾參錢五厘			
金四拾五圓七拾五錢八厘			
金七拾參圓五拾貳錢			
金百六拾壹圓八拾參錢			
月 通 文 印			
報 信 具 刷			
費 費 費 費			

This is a vintage Japanese advertisement. The top half features a globe and a map of Kyoto. The globe shows continents and is labeled with Japanese text. The map of Kyoto highlights the Nishikyogoku area. A banner across the top contains Japanese text. The bottom left corner has more text and a logo.

速迅 明鮮 所 印刷 版活田太所
京都市下師院通町寺都通靖姫下ル
●御報紙下候は、店頭出張仕候 ●
第五回内國勧業博覽會裏狀受領
色販水賣
京都三條通油小路東入
廣口豊次郎
五號活字二十二千站 一行 貳拾五錢
特別廣告料 一行 四拾錢
廣告料ハ總て前金ニ可申受候事
本紙代價 壹枚 金壹錢五
登行兼印刷人 藤本新右衛
編輯人 萬谷俊次

卷一十二(九) (存於前半)

四項	紹紗原料費	20,000	大	每,000
五項	圖案買入費	15,000	大	每,000
六項	修繕費	10,000	大	每,000
七項	試驗取扱費	8,000	大	每,000
第七款	豫備費	3,000	大	每,000
一項	豫備費	3,000	大	每,000
計	計用資本	68,000	大	每,000
	資本額	10,000	大	每,000
	利潤	20,000	大	每,000
	費用	38,000	大	每,000
	利息	10,000	大	每,000
	稅金	2,000	大	每,000
	其他	2,000	大	每,000
	總額	68,000	大	每,000

は女子の職業に屬するものにて部員の如きは多く女子ならぬに一たび婦歎者の説導に遇へば皆有様に立至るは畢竟の例なりし故に部長にして其人を得されば統一の實を得るは元より反つて紛争の種を求むるが如き有様なりしも今や那森氏の就任を見る傍ら部員中の重鎮を以て目せらるゝ小野木氏其他の質くるあり今后の官能を擧ぐる大に見るべきものあらん而して去る八日部長は部員を招集して協商議員を撰舉せしめたり開票の結果西田典次馬氏杉本正三馬氏川北彌三馬氏田中宗次馬氏堀村太郎氏岡部景繁會計に小野木盛助氏常撰監諸せられたきそれにて役員の撰定を了へたり何れ尚ほ總會を開き部規約の變更代價標準の判定とは追ふて開催し極力誌の整理に力を注ぐべく誌各役員は語り居れり

總數四十三名ノ内僅ニ六名然ニ内評議員ヲ就ル
ノ人三名其ニ議員ノ一ノ資格ヲ以テ出席レタル
ハ余ト共ニ僅々三名アルノ一量ニ呆然タラザル
ナ得シヤ此少數無論事ナ議スルノ権利ナレ流會
チ見ル已ムヲ得アルナリ越ヘテ廿九日再召集ニ
接ス此日出席者評議員ナ無ナルノ人共合ヒテ
十三名之レ亦議員總數ノ三割弱ノ一ヤル所定款
ノ條例ニ依テ卅八年度定期組合會トシテ始メテ
開會スルヲ伊丹九年度豫算案歲出入四千九百二
十圓二十八錢ヲ賄了シテ原案ヲ可決シタリ
嗚呼我が親愛ナル全組合員諸君諸君ハ常ニ精兵
ナル組合員トシテ糧費ヲ負擔レ凡テノ賤賤ヲ盡
ケシ能ク組合サシテ今日アルア致サシム然ルニ
諸君ノ推レテ以テ權利ヲ委任シ代表者トレア撰
撰レタル議員ニレテ一年一度ノ組合會ニ對スル
行動前述ノ如レ冷淡ガ無責任カ余其ノ故ヲ知ク
ズト隠ヒ諸君ノ歎念其レ將タ如何余ハ年未多事
ノ月報紙上ヲ塞グハ企ノ本意ニ非フズト雖ル前
述ノ光景ニ對スル感想ニ就テ親愛ナル諸君ニ向
テ一言スル誠ニ止ムヲ得ザレバナリ乞フ一讀ノ
勞ヲ惜ム勿レ

摶モ組合設立ノ要ハ各部ナ通シテ組織的統一ノ
下ニ社會ノ趨勢ト世ノ推移ニ着目レテ京東ノ技
能ナ發揚シ名聲ナ發揮シ世運ノ變遷ニ作ヒ永遠
ニ市ノ繁榮ト吾人ノ利益ヲ謀リ旋ギテ邦家的殖
產ノ前途ヲ勝スルニアルナリ然ト而シテ現今組合
ノ組織タルヤ公明正大ナリ其ノ面目ヲ發揚シ活
動セシムルト否トハ組合員ノ組合ニ對スルノ觀
念ノ擇擇ト諸君ノ擇擇スル議員ナレ通ニアル
ノ故也以テ組合ニ於タル組合會議員キル地ノ

想が叶ひ候日て完全の点通りしを以て是後せられ更に丁度を加へて再審を請求せり以來再三許諾の上終に本年一月十日附ヒ以て許可の指令を男へられたり

右出頭ニ露レ開治廿七年十月廿七日傳評局審査
ノトシタル件許ヲ昇フヘカラストノ査定ヲ不
當ナシタル請家人ヨリ朝倉氏ノ請求シタルニ依
テ再審査ヲ達セセ我

三三七號並不容易干擾者ヒ他ヒモト認定を
フレーベル本國ニ於ケル匪古ハ機械ノ以ア左右
自由ニ開戻タ得ニオヌシゾアニグリスノニシ
ア其構造構造ニ存果ナ委スルモノナガリ決シテ特
許第六三三七號ヨリ容易ニ推考シ得ヘキモノニ
アフス故ニ前査定ニ服スル能ハスト云フチアリ
依ア本査定ノ理由ヲ説明スルヲ左ノ如レ特許
本願ニ於テ圓取チ具ヘタル圓杆チ螺旋ニヨリ展
開スルナ得セシメ又螺旋サ盤ワニ展組装置ヲ設
ケ以テ使用ア便利ナラシメタケハ構成新穎ニシ
テ効果ノ眞好ナルヲ認ノ得ヘア正ニ發明タルヘ
キモノトス而シテ本發明前ニ於ア同一發明ノ存
在ヲ認メサルカ故ニ本願ハ特許法第一條ニ規定
レタル最先ノ發明ニシテ過法ナルモノト認ム
アリナシ査定

本願ニ對レアハ特許ヲ與フヘキモノトス
明治廿九年一月十日
特許局審査官　冢本信治

京都染物同業組合定款

第一章 緒

第一條 本組合ハ重要物産同業組合法ニ依リ京都府及愛宕、萬野、乙訓、紀伊ノ各
郡地區内ニ於ケル染物業及其關係工業ヲ營ム者(法人ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ組
合ス

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更チ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ雇傭セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ
組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ雇傭ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概予左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更チ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ為シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ履歴セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ為メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ
組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ
職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概予左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

第十八條

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係

二、就業時間及休憩時間並ニ休日

三、給料支拂ニ關スル事項

四、積立金ニ關スル事項

五、教養並ニ取締ニ關スル事項

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更チ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

第十七條 組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ為シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ履歴セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ為メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ

組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十八條 職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概モ左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係

二、就業時間及休憩時間並ニ休日

三、給料支拂ニ關スル事項

四、積立金ニ關スル事項

五、教養並ニ取扱ニ關スル事項

六、賞與懲戒ニ關スル事項

七、其他必要ナガ事項

第十九條 工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

第十七條 組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ雇傭セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ
組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ雇傭ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十八條 職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概予左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係
二、就業時間及休憩時間並ニ休日
三、給料支拂ニ關スル事項
四、積立金ニ關スル事項
五、教養並ニ取締ニ關スル事項
六、賞與懲戒ニ關スル事項
七、其他必要ナガル事項

第十九條 工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス
組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一二該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ
經テ之ヲ表彰スヘシ

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ爲シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者
一、品行方正業務ニ精闢シ他ノ模範トナルヘキ者

第二十條 組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ終業演期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

第十七條 組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ履歴セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ

組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概子左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

第十八條 一、組合員ト職工徒弟間ノ關係
二、就業時間及休憩時間並ニ休日
三、給料支拂ニ關スル事項
四、積立金ニ關スル事項
五、教養並ニ取締ニ關スル事項
六、賞與懲戒ニ關スル事項
七、其他必要ナガ事項

第十九條 工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス
組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ
經テ之ヲ表彰スヘシ

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ爲シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者
一、品行方正業務ニ精勤シ他ノ模範トナルヘキ者

第二十條 組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ終業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ
調査シ資業狀ヲ附與スヘシ

第二十一條 紛擾ノ和解又ハ調停ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ當事者一方ノ
請求アリタルトキ組長之ヲ行ヒ又ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ互選シタ
ル調停委員之ヲ行フ

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更チ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

第十七條 組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ為シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ

組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十八條 職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概モ左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係

二、就業時間及休憩時間並ニ休日

三、給料支拂ニ關スル事項

四、積立金ニ關スル事項

五、教養並ニ取締ニ關スル事項

六、賞與懲戒ニ關スル事項

七、其他必要ナガ事項

第十九條 工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ為シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者
經テ之ヲ表彰スヘシ

第二十條 組長ハ職工徒弟ニシテ左ノニ該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ
依リタルトキハ組合員ヨリ徒弟ノ終業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ
調査シ終業狀ヲ附與スヘシ

第二十一條 紛擾ノ和解又ハ調停ハ組長ニ於テ必要ト認ノタルトキ若クハ當事者一方ノ
請求アリタルトキ組長之ヲ行ヒ又ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ互選シタ
ル調停委員之ヲ行フ

第二十二條 仲裁判斷ハ當事者雙方ノ請求アリタル場合はニ限リ之ヲ行フ
仲裁判斷ハ評議員會ニ於テ組合員中ヨリ互選シタル仲裁委員五名ニ依リ之
ヲ行フ

仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ雇傭セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲メ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ
組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ雇傭ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ
職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概子左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

第十八條 組合員ト職工徒弟間ノ關係

一、就業時間及休憩時間並ニ休日

二、給料支拂ニ關スル事項

三、積立金ニ關スル事項

四、教養並ニ取締ニ關スル事項

五、貢與懲戒ニ關スル事項

六、賞與懲戒ニ關スル事項

七、其他必要ナガ事項

第十九條 工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス

組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一二該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ
經テ之ヲ表彰スヘシ

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ爲シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者

第二十條 組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ終業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ
調査シ終業狀ヲ附與スヘシ

第二十一條 紛擾ノ和解又ハ罰停ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ當事者一方ノ
請求アリタルトキ組長之ヲ行ヒ又ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ互選レタ
ル調停委員之ヲ行フ

仲裁判断ハ當事者雙方ノ請求アリタル場合ニ限リ之ヲ行フ

仲裁判斷ハ評議員會ニ於テ組合員中ヨリ選任シタル仲裁委員五名ニ依リ之
ヲ行フ

仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總
理ス

仲裁判斷ハ仲裁委員ノ名ニ依リ事件ノ内容決定ノ主文並ニ事由決定年月日
ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ宣告ス

第二十三條

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ
準用ス

第十七條 組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ履歴セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲ノ解雇シタ
ルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ

組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範
圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十八條 職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概子左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組
長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係

二、就業時間及休憩時間並ニ休日

三、給料支拂ニ關スル事項

四、積立金ニ關スル事項

五、教養並ニ取締ニ關スル事項

六、賞與懲戒ニ關スル事項

七、其他必要ナガ事項

工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載
スルコトヲ得ス

第十九條 組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ
經テ之ヲ表彰スヘシ

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ爲シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者
一、品行方正業務ニ精勤シ他ノ模範トナルヘキ者

第二十條 組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ終業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ
調査シ資業狀ヲ附與スヘシ

紛擾ノ和解又ハ調停ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ當事者一方ノ
請求アリタルトキ組長之ヲ行ヒ又ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ互選シタ
ル調停委員之ヲ行フ

仲裁判斷ハ當事者雙方ノ請求アリタル場合ニ限リ之ヲ行フ

第二十一條 仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總
理ス

第二十二條 仲裁判斷ハ仲裁委員ノ名ニ依リ事件ノ内容決定ノ主文並ニ事由決定年月日
ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ宣告ス

仲裁判斷ノ宣告ハ當事者雙方共服從ノ義務アルモノトス

仲裁判斷ニ要スル経費ハ評議員會ニ於テ特別ノ事由アルモノト認メタルモ
ノヲ除ケ外都テ當事者雙方ノ述帶負擔トス

公報ハ少クモ毎月一同之ヲ發行シ組合ニ關スル一切ノ事項並ニ組合員ノ參
考資料ヲ登載シ各組合員其他ヘ配付ス

第二十三條 第二十四條 第二十五條

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ準用ス

組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ為シタルトキハ其都度組合員ニ公示スヘシ
組合員ハ自己ノ履歴セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行為アリシ為メ解雇シタルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ届出フヘシ
組長ハ前項届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ヶ年以内ノ範圍ニ於テ其者ノ履歴ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十七條 職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概子左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

第十八條 一、組合員ト職工徒弟間ノ關係
二、就業時間及休憩時間並ニ休日
三、給料支拂ニ關スル事項
四、積立金ニ關スル事項
五、教養並ニ取締ニ關スル事項
六、賞與懲戒ニ關スル事項
七、其他必要ナル事項

工場規程ハ工場法並ニ工場法施行ニ關スル諸法則等ニ抵觸スル事項ヲ記載スルコトヲ得ス

第十九條 組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一二該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ表彰スヘシ
一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ為シ染業ノ改良發達上裨益ヲ與ヘタル者
一、品行方正業務ニ精勤シ他ノ模範トナルヘキ者

第二十條 組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ終業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ調査シ終業狀ヲ附與スヘシ

第二十一條 紛擾ノ和解又ハ調停ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ若クハ當事者一方ノ請求アリタルトキ組長之ヲ行ヒ又ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ互選シタル調停委員之ヲ行フ

第二十二條 仲裁判斷ハ當事者雙方ノ請求アリタル場合ニ限リ之ヲ行フ
仲裁判斷ハ評議員會ニ於テ組合員中ヨリ選任シタル仲裁委員五名ニ依リ之ヲ行フ

第二十三條 仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第二十四條 仲裁判斷ハ仲裁委員ノ名ニ依リ事件ノ内容決定ノ主文並ニ事由決定年月日ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ宣告ス
仲裁判斷ノ宣告ハ當事者雙方共服從ノ義務アルモノトス

第二十五條 仲裁判斷ニ要スル経費ハ評議員會ニ於テ特別ノ事由アルモノト認メタルモノナ除ケ外都テ當事者雙方ノ連帶負擔トス

第二十六條 公報ハ少クモ毎月一回之ヲ發行シ組合ニ關スル一切ノ事項並ニ組合員ノ學考資料ヲ登載シ各組合員其他ヘ配付ス

第二十七條 業務執行ニ關スル細則ハ組合會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ムルモノトス
錢ヲ請ヒ組合員證票ノ交付ヲ受クヘシ



